

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月17日 13時58分ごろ
発生場所	神奈川県平塚市国道1号線馬入橋付近（相模川） 平塚沖波浪観測塔灯から真方位032° 2.4海里付近 （概位 北緯35° 20.3′ 東経139° 22.3′）
事故の概要	水上オートバイHOMIE 13は、遊走中、また、水上オートバイSELFIZHⅢは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ HOMIE 13、0.1トン 232-38773 神奈川、合同会社湘南BASE B 水上オートバイ SELFIZHⅢ、0.1トン 235-47129 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首部の破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：水面 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、相模川馬入橋付近において、仲間の水上オートバイと共に遊走中、A船の船首部と船首を同川の川下側に向けて漂流していたB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、相模川馬入橋北北東方沖で漂流中、A船と衝突した。 船長Aは、操縦免許を取得後初めての操縦で、航走波を受けて思うようにハンドル操作できずに慌ててしまい、何もできなかったと本事故後に思った。 船長A、同乗者及び船長Bは、全員救命胴衣を着用していた。
分析	A船は、相模川で遊走中、船長Aが、操縦免許を取得後初めての操縦で、航走波を受けて思うようにハンドル操作ができなかったことから、A船の船首部が前方で漂流中であったB船の船首部と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、相模川において、A船が遊走中、B船が漂流中、船長Aが、航走波を受けて思うようにハンドル操作ができなかったため、両

	船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 遊走中、航走波を受けることが予想される場合は、慎重に操縦すること。